

NSGカレッジリーグ

学生総合保障制度のご案内

(団体総合生活保険)



子ども
傷害補償



個人
賠償責任



©2023 東京海上日動火災保険株式会社

20%割引適用 *1

*1 割引の詳細は「学生総合保障制度の特徴」をご確認ください。

<p>保険期間</p>	<p>1年制：令和7年4月1日午前0時から令和8年4月1日午後4時まで1年間 2年制：令和7年4月1日午前0時から令和9年4月1日午後4時まで2年間 3年制：令和7年4月1日午前0時から令和10年4月1日午後4時まで3年間 4年制：令和7年4月1日午前0時から令和11年4月1日午後4時まで4年間</p>
<p>加入者票の 発送時期</p>	<p>保護者（扶養者）様宛に、6月下旬頃「加入者票」をお送り致します。</p>

《お問い合わせ先》

◇代理店：愛宕商事株式会社

住所：〒951-8065 新潟県新潟市中央区東堀通一番町494番地3

フリーコール：0120-956-949（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

◇保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 新潟支店 新潟中央支社

住所：〒950-8545 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビル7階

TEL：025-241-4105（受付時間：平日午前9～午後5時まで）

◇夜間・休日事故受付サービス：事故受付センター（東京海上日動安心110番）

TEL：0120-720-110（24時間365日受付）

この保険は、学校法人国際総合学園を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として国際総合学園が有します。

引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

補償ラインナップ（基本補償）



こども傷害補償

例えば… ・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。
・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。



死亡・後遺障害	ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院*1した場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
細菌性食中毒等補償特約	有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
追加補償 特定感染症危険補償特約	特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。 *1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。
追加補償 熱中症危険補償特約	熱中症になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
追加補償 天災危険補償特約 (傷害用)	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

<賠償責任に関する補償>



個人賠償責任

例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

学生総合保障制度の特徴

1 20%の割引が適用されます！

団体割引：20%適用

2 充実したサービスにより安心をお届けします！

以下のサービスは無料でご利用いただけます。
サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。



自動セット

メディカルアシスト

介護アシスト

デイリーサポート

保険金額・保険料表

保険期間：1～4年間
 団体割引：20% 職種級別*1：A

		1年制学科 (1年)	2年制学科 (2年)	3年制学科 (3年)	4年制学科 (4年)
ご加入タイプ名		N1	N1	N1	N1
こども 傷害 補償	死亡・後遺障害保険金額	150万円	150万円	150万円	150万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	細菌性食中毒等	○	○	○	○
	熱中症	○	○	○	○
	特定感染症	○	○	○	○
	天災危険(傷害用)	○	○	○	○
個人賠償責任 (記録情報限度額500万円)		国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
保険料(一時払)		8,560円	14,980円	21,410円	27,840円

*1 お子様継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険の対象となる方(被保険者)について

【保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、アップルスポーツカレッジに在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)*2となります。

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、携行品	個人賠償責任*3
	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限ります。

*3 個人賠償責任について、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

! 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。